

徳島県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳 島県建設技術セ ンター	徳島市川内町平 石住吉209番地 5	徳島県都市公園条例（昭和33 年徳島県条例第20号）第12条 第2項に規定する使用料（徳 島県日峯大神子広域公園の有 料公園施設に係るものに限る 。）の徴収の事務	令和8年3 月23日	令和8年4 月1日